

## 天龍村障害者活躍推進計画

機関名	天龍村 ・ 天龍村教育委員会
任命権者	天龍村長 ・ 天龍村教育委員会教育長
計画期間	令和7年(2025年)4月1日～令和12年(2030年)3月31日(5年間)
天龍村における障害者雇用に関する課題	<p>これまで当村は、業務内容の選択や村内及び近隣自治体に該当者がいなかったことなどから、障害者に限定した募集・採用は行っておらず、現在、雇用している職員1名にとどまっている。</p> <p>障害者雇用を推進していくにあたっては、雇用者が職場に定着し活躍するための業務や体制整備等、必要に応じた各種の取り組みを行っていくことが必要と考えている。</p>

### 目標

1 採用に関する目標	<p><b>【目標】</b> 各年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p><b>【雇用率】</b></p> <table> <tr> <td>法定雇用率 天龍村</td><td>現行 2.8% (令和8年7月～3.0%)</td></tr> <tr> <td>天龍村教育委員会</td><td>現行 2.7% (令和8年7月～2.9%)</td></tr> <tr> <td>令和6年6月1日現在 職員数</td><td></td></tr> <tr> <td>天龍村</td><td>62.5人 (うち障害者0人)</td></tr> <tr> <td>天龍村教育委員会</td><td>15.0人 (うち障害者1人)</td></tr> <tr> <td>令和6年6月1日時点の実雇用率</td><td></td></tr> <tr> <td>天龍村</td><td>0.00%</td></tr> <tr> <td>天龍村教育委員会</td><td>6.67%</td></tr> </table> <p><b>【評価方法】</b> 毎年の障害者任免状況通報等により、把握と進捗管理を行う。</p>	法定雇用率 天龍村	現行 2.8% (令和8年7月～3.0%)	天龍村教育委員会	現行 2.7% (令和8年7月～2.9%)	令和6年6月1日現在 職員数		天龍村	62.5人 (うち障害者0人)	天龍村教育委員会	15.0人 (うち障害者1人)	令和6年6月1日時点の実雇用率		天龍村	0.00%	天龍村教育委員会	6.67%
法定雇用率 天龍村	現行 2.8% (令和8年7月～3.0%)																
天龍村教育委員会	現行 2.7% (令和8年7月～2.9%)																
令和6年6月1日現在 職員数																	
天龍村	62.5人 (うち障害者0人)																
天龍村教育委員会	15.0人 (うち障害者1人)																
令和6年6月1日時点の実雇用率																	
天龍村	0.00%																
天龍村教育委員会	6.67%																
2 定着に関する目標	<p>不本意な離職は極力生じさせない。</p> <p><b>【評価方法】</b> 毎年の障害者任免状況通報の際に前年採用者の定着状況の把握と進捗管理を行う。</p>																

### 取組内容

1 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</li> <li>○ 組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進者、人事及び職員定数管理担当)を整備するとともに、組織外の関係機関である飯田公共職業安定所等と連携体制を構築し、関係者間で役割分担や各種相談先に係る情報を共有する。</li> <li>○ 役割分担については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</li> </ul>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個々の能力や希望を踏まえ、組織内でのヒアリング等により障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行う。</li> </ul>

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人の希望等により、随時面談を実施することにより、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</li> <li>○ 軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、職務の選定を工夫し、多様な障害に対応した採用に努める。</li> <li>○ 採用までに少ない勤務時間での慣らし期間を設ける等、障害特性への配慮を行う。</li> <li>○ 募集・採用に当たっては、以下の取り扱いは行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤することといった条件を設定する。</li> <li>・介護者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・就労支援機関に「所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。</li> </ul> </li> </ul>
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</li> <li>○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援や配慮に努める。</li> </ul>